

児童手当の制度改正（拡充）と新しく対象となる方へ申請のお願い

○令和 6 年 10 月から児童手当の制度が以下のように改正（拡充）されます。

変更点 1：支給対象の拡大

現在の中学卒業までから高校卒業までに延長されます。これにより、18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日まで手当が支給されます。

変更点 2：所得制限の撤廃

これまで所得制限があったため一部の家庭には支給されていませんでしたが、**今後は全員に支給**されるようになります。

変更点 3：第 3 子加算の延長

子どもとして数える期間が高校生までから「22 歳の年度末」までに延長され、第 1 子が高校を卒業しても第 3 子の加算が受けられるようになります。

変更点 4：支給額の変更

現状		拡充後	
3 歳未満	15,000 円		第 3 子以降 30,000 円
3 歳～ 小学生	10,000 円	10,000 円	
中学生	10,000 円		
高校生年代	なし		
特例給付	所得制限以上 5,000 円 所得限度額を超過した場合 支給なし		

15,000 円	第 3 子以降 30,000 円
10,000 円	
10,000 円	
10,000 円	
所得制限なし	

変更点 5：支給回数の変更

現在は年 3 回の支給ですが、隔月（偶数月）の年 6 回になります。

なお、令和 6 年 12 月分の支給分から変更されます。

○制度改正に伴い新しく対象となる方へ申請のお願い

これまで所得限度額超過により支給されなかった方や高校生のみの世帯等、新たに支給対象となる世帯の方に 9 月中に申請書等を発送します。

なお、申請する方により申請期限が異なります。書類が届きましたら申請期限をご確認の上期限内に申請してください。

※ 支給対象者が公務員の場合、直接職場へお問い合わせください。